

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 D V 相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外 (児童虐待通告のみ)		—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水・木曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センター	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	はあとふる (サンスクエア東広島1階)	☎相談支援コーディネーター	
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センター はあとふる (サンスクエア東広島1階)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外 (障害者虐待通報のみ)		—	—	
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	6日・13日・20日・27日 (いずれも水曜日)	13:00～17:00	市民文化センター2階展示コーナー (サンスクエア東広島)	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね39歳までの人 保護者からの相談も受け付けます。 ☎4人/1日	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	30日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター2階研修室3 (サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み (セクハラ、パワハラ、家庭との両立) や、働きたい女性の相談 ☎22日(金) ☎電話、窓口	エスポワール/男女共同参画推進室 ☎☎(082)424-3833
	ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センターボランティア活動支援センター (サンスクエア東広島2階)	☎ボランティアコーディネーター
不登校サポート「親の会」		火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課 (市役所北館2階)	☎生涯学習相談員
	児童青少年総合相談	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (サンスクエア東広島3階)	☎☎電話
教育相談		火～日曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:30	児童青少年センター内児童青少年総合相談室 (サンスクエア東広島1階)	☎教育相談員
カウンセラー相談	火・水・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口 (開館日の10:00～16:30)		
子育て相談	火～木・土・日曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～15:30	☎児童厚生員		
ひきこもり専門相談	14日(休)	13:30～15:00	県西部東保健所 相談室	ひきこもりや心の悩みや病気について、精神科医と保健師が相談に応じます。 ☎個別相談(予約制) (相談時間は、約30分) ☎11月7日(休)までに電話	県西部東保健所 保健課保健対策係 ☎(082)422-6911(代)

## 市政への要望 (文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(地域づくり推進課) ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活咨询 Tur v an s ong 生活相談	English 英語	Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】 Saturdays【土】	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922
	Português ポルトガル語	Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】		
	Tiếng Việt ベトナム語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】		
	Chinese 中国語	星 期 一、二、五、日【月、火、金、日】 星 期 四、六【木、土】		
Legal Consultations Consulta Juridica 法律咨询 Tur v an pháp luật 法律相談	11月16日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～④16:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分	市民文化センター 研修室	☎(082)424-3811 ☎http://hhface.org/corner/jp.html

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
法律相談	7日・14日・21日・28日、12月5日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	地域づくり推進課	☎弁護士 ☎12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則1回限り	地域づくり推進課 ☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
登記・法律相談 (相続・成年後見など)	13日(休)・20日(休)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内	—	☎司法書士 ☎8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	—
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～12:00 13:00～17:00	消費生活センター (市役所北館1階②番窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	—
心配ごと相談・行政相談	西条会場 5日(火)、12月3日(火)	13:00～16:00	市役所北館1階 相談室	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)  (行政相談) ☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)420-0932  (行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	八本松会場 13日(火)、12月11日(休)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 21日(休)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 25日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 5日(火)、12月2日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 13日(火)、12月11日(休)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 19日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 28日(休)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
安芸津会場 15日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター			
自殺予防相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりせいホットライン ☎(0120)279-338
【特設】人権相談	西条会場 5日、12日、19日、26日、12月3日 ※いずれも火曜日	13:00～16:00	広島法務局東広島支局	☎人権擁護委員	東広島竹原 人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	八本松会場 12月4日(休)	13:00～16:00	八本松出張所		
	高屋会場 12月4日(休)	13:00～16:00	高屋出張所		
	黒瀬会場 5日(火)、12月2日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	福富会場 13日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	安芸津会場 15日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
【常設】人権相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがある)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室3 (サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎☎電話 (休業日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
遺言・契約書などの作成	月～金曜日 ※祝日を除く	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場 (サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター (県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

### 教えて 消費生活

テレビショッピングで注文したら定期購入だった！

〈事例〉(80歳代 女性)  
テレビショッピングで健康食品を購入し、商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので、返品し、定期購入を解約したい。

「アドバイス」  
テレビショッピングは情報の表示時間が限られていて、契約内容や解約条件を見逃してしまいがちです。また、定期購入である場合は期間や回数などの重要な事項が表示されています。電話注文の際に、オペレーターが定期購入などの契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。テレビショッピングなどの通信販売ではフリーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性がありますので、困ったときは消費生活センターへ相談しましょう。

☎消費生活センター  
☎(082)421-7189